

幕末明治の写真師列伝 第五十三回 内田九一 その十八

「明治五年 車駕諸国を巡幸のことあるや、命を奉じて鹵簿に随ひ、沿道の風物を四ツ切コロジオン撮りに撮影すること数百枚に及ぶ、次で恩命を畏み 聖上（明治）皇后（昭憲）皇太后（英照）三陛下の尊影を拝寫し一代の栄光に浴す。」（『月乃鏡』、「故内田九一先生」の項より）

明治5年（1872）4月12日、内田九一は明治天皇の御真影を撮影する。これについては渋谷雅之・石黒敬章・倉持基・土方愛・森重和雄共著『英傑たちの肖像写真—幕末明治の真実—』（渡辺出版、2010年）所収の倉持基「明治天皇写真秘録」に詳細が書かれている。これは内田九一が、明治4年（1871）2月に太政官御用掛蛭川式胤の依頼を受けて、横山松三郎と共に、旧江戸城を撮影したことがきっかけとも思われる。というのも明治4年（1871）10月に、この時の責任者、蛭川式胤が外務省に入り外務大録に任じられて、同年（1871）11月の岩倉具視の特命全権大使としての使節団一行の欧米諸国訪問準備御用を命じられている。そのことが誰に明治天皇を撮影させるかということに当然関係しているであろう。また、『東洋日の出新聞』の、上野彦馬口述「日本写真の起源（十三）」では、鈴木天眼は「例の松本先生を手引きにし宮中迄も出入りする事になり我邦で聖影を拝撮したのは矢張此内田で後彼の有名人内田九一となつたのである相な」と書いている。では、なぜ明治天皇の肖像写真が必要であったのか。

それは、この明治4年（1871）からの岩倉具視の特命全権使節団が、欧米諸国を訪問中、諸外国の慣例で国王元首などの写真をやり取りすることを知り、急遽、明治天皇の肖像写真が必要になったためだろう。「明治天皇紀」明治5年（1872）8月の条に、「曩に天皇・皇后、寫眞師内田九一を召して各々御撮影あり、是の日、宮内大輔萬里小路博房を以て之れを皇太后に贈進したまふ、九月三日、皇太后亦宮城に行啓せられ、九一を召して御撮影あり、十五日、九一、天皇・皇太后の御寫眞大小合せて七十二枚を上納す、當時の宸影、一は束帯にして、一は直衣を著御し金巾子を冠したまふ、是れより先二月、特命全権副使大久保利通・伊藤博文が書記官小松濟治を随へて米國より帰朝するに際し、特命全権大使岩倉具視、濟治をして御写真拝載を宮内省に申請せしむ、宮内省は御写真出来せば直に外務省を経て之を送付せんとせしが、五月兩副使渡米の期に到りても未だ成らざりしが如し、天皇又馬上の英姿を撮影せしめたまへることあり、其の日時は未だ明かならずと雖も、宮内少録日録に據れば、明治六年二月六日以前の事に屬するもの如し、」とある。

内田九一は松本良順の推薦で宮内庁御用掛を拝し、遂に宮中までも出入りする事になり、それがきっかけで後に明治天皇の聖影を拝撮したともいわれているが、それよりはこの「岩倉具視の特命全権使節団の必要性」という説の方が、説得力がある。写真師を誰にするかは撮影の数週間前から大変な議論を重ねた結果、内田九一に決まったようである。この時の撮影については、明治5年（1872）4月12日と13日に、内田九一が明治天皇の写真を撮影したという逸話が残っている。それは甲斐国巨摩郡高砂村の人で与住巨川という人が、東京滞在中に親族の勧めで、浅草瓦町の内田九一を尋ねたが、この日内田九一は天皇陛下の撮影のため不在であったと聞いた逸話である。撮影の際、内田九一は和椅子に

腰掛けていた明治天皇の姿勢を正すために御傍に寄り、天皇陛下の頭に手を触れた。この時突然近時より「無礼者！」と大声で怒鳴られた。当時天皇の御体に触れることなど考えられないことであつたからである。しかしその時、明治天皇は「写真を撮る間は、わが身と雖も彼的手中にある。咎めるな」とお言葉を発し、無事に撮影が進められたという。これは後年、内田九一が大槻修二に直接話した逸話である。

明治5年（1872）4月12日と13日に撮影されたのが、「御小直衣姿の明治天皇」、「御束帯姿の明治天皇」、「洋装姿の昭憲皇后」（明治5年4月）、明治5年（1872）9月3日に撮影されたのが、「英照皇太后」の写真である。内田九一は明治5年（1872）4月12日と13日にまず明治天皇、昭憲皇后の写真を、9月3日に再び英照皇太后の写真を撮影し、9月15日になって合わせて72枚の写真を宮内省に納品している。

『明治天皇紀』明治5年（1872）5月23日の条には、「大坂並びに中国・西国巡幸の途に就きたまふ、（中略）燕尾服ホック掛の正服を著御し、騎馬にて御出門あらせらる、天皇該正服を著しためへるは是れを以て始とすと云ふ」とあり、この西国巡幸の際に明治天皇は初めて洋服を着たことがわかる。

また、「天皇又馬上の英姿を撮影せしめたまへることあり、其の日時は未だ明かならずと雖も、宮内少録日録に據れば、明治六年二月六日以前の事に屬するもの如し、」とある写真は、正服着用と思われる宮内庁所蔵の、「乗馬姿の明治天皇の肖像写真」の写真の事であろう。

『明治天皇紀』明治6年（1873）10月8日の条に、「八日 午前十時御出門、吹上御苑に幸す、午後三時龍見御茶屋に於て行厨を取らせられ、召に應じて参苑せる熾仁親王・嘉彰親王及び従四位由利公正・同佐佐木高行に酒饌を賜ひ、五時三十分騎馬にて還幸あらせらる、是の日、宮城内写真場に於て、新製の軍服を著して撮影あらせらる、十日成れるを以て上る、全身、半身の二種ありて、全身の聖影は大中の二型あり、共に帽を脱して卓上に置き、劍を杖つきて椅子に凭りたまへり、尋いで伊太利国皇甥其の他に大型の全身聖影を賜ひ、又十一月七日、各府縣に同聖影を下賜することを聴したまふ」とある。

明治6年（1873）10月8日、明治天皇は断髪して様子が変わったため、再び内田九一を召してその姿を、全身、半身の二種類の写真を撮影させている。さらに全身像の写真については大中の二つがあつた。この時に撮影された写真が、「洋装軍服姿の明治天皇」（明治6年10月・湿板・301×244ミリ・現宮内庁所蔵）、「洋装軍服姿の明治天皇(全身)」(明治6年10月83×50ミリ・明治神宮所蔵)、「洋装軍服姿の明治天皇(全身)」(明治6年10月266×209ミリ・明治神宮所蔵)、「洋装軍服姿の明治天皇(半身)」(明治6年10月83×50ミリ・明治神宮所蔵)である。

「洋装軍服姿の明治天皇」の全身像の写真には、右足の置き方が違い、両手で劍柄に手を添えているものと、左手で劍柄を握っているものの二つのポーズがある。（ポーズは何種類かあつたようである）この写真は一般にも売り出されたアルバムに収録され、さらには初代五姓田芳柳によって肖像画としても描かれている。

（森重和雄）